

2018(平成30)年12月12日

地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局

企業年金・個人年金課長

平成30年北海道胆振東部地震に係る厚生年金基金及び
国民年金基金の掛金等の納期限等の指定について

平成30年北海道胆振東部地震に伴う、厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納期限の延長については、「平成30年北海道胆振東部地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」(2018(平成30)年10月17日付年企発1017第3号厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)により示したところである。

今般、「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」(平成30年厚生労働省告示第411号)(別紙参照)により、平成30年北海道胆振東部地震による被害を受けた地域に所在する事業所等の厚生年金保険の保険料等の延長後の納期限等が下記のとおり定められたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮を賜りたい。

記

1. 延長後の納期限

平成31年1月31日

2. 延長後の納期限が定められた対象地域

北海道勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町

3. 対象となる保険料等

平成30年9月6日から平成31年1月30日までに納期限が到来する保険料等

(平成30年8月分～平成30年11月分までの保険料等)

明治二十五年三月二十日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(財務・農林水産四)

(告示)

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Cの改正に関する件(外務三八〇)
○円借款の供与に関する件(日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八一))
○アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する件(日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同三八二))
○イエメン共和国におけるアデン市及びムカツラ市における廃棄物処理及び上下水道機関に対する危機対応支援計画のための贈与に関する件(日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件(同三八三))

○シリア・アラブ共和国における東グータにおける人道的早期復旧及び強靱性強化計画のための贈与に関する件(日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件(同三八四))

○平成三十年台風第二十一号に係る関税法第二条の第三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件(財務三三四)

○平成三十年北海道胆振東部地震に係る関税法第二条の第三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件(同三三五)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件(同三三六)

○北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件(国税庁二六)

○北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件(厚生労働四一一)

○北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件(同四一一)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件(同四一三)

○保安林の指定を解除する件(農林水産二六八四、二六八八)

○保安林の指定実施要件を変更する件(同二六八九、二六九八)
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第八条第一項の規定に基づき許可製造数量の増加許可申請の受付期間を定める件(経済産業二二九九)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(国土交通一三三一一)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同三三二、一三三三)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛二五二、二五五)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件(同二五六)

○道路に関する件(東北地方整備局二二六)

〔国会事項〕
〔人事異動〕
〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件(会計検査院公示一)

労働
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示(国土交通省最低賃金公示三)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

(公 告)

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなつた非居住者関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

○外務省告示第百八十四号
 平成三十年十二月三日にニューヨークで、シリア・アラブ共和国における東グータにおける人道の早期復旧及び強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。
 1 協力の目的及び内容 東グータにおける人道の早期復旧及び強靱性強化計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入
 2 贈与額 五億五千七百万円
 3 署名者
 日 本 側 別所浩郎国際連合日本政府代表部大使
 ムラウド・ワフバ総裁補兼アラブ局長
 国際連合開発計画側
 平成三十年十二月十二日
 外務大臣 河野 太郎

○財務省告示第百三十四号
 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成三十年台風第二十一号による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。
 平成三十年十二月十二日
 財務大臣 麻生 太郎

○財務省告示第百三十六号
 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。
 平成三十年十二月十二日
 財務大臣 麻生 太郎

都道府県	指定地域
福井県	敦賀市
愛知県	名古屋市長 豊橋市 弥富市 海部郡飛島村
三重県	四日市市 三重郡菟野町 南牟婁郡紀宝町
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 茨木市 泉佐野市

徳島県	阿南市
兵庫県	神戸市 西宮市 尼崎市
高石市 泉南市 泉南郡田尻町	

○財務省告示第百三十五号
 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成三十年北海道胆振東部地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。
 平成三十年十二月十二日
 財務大臣 麻生 太郎

○財務省告示第百三十七号
 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。
 平成三十年十二月十二日
 財務大臣 麻生 太郎

北海道	指定地域
	北海

律第百十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)、第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)、第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という。)、第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)、第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。)、の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(平成三十年厚生労働省告示第百六十二号)において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であった。健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法第六十三号)以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一條第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金特例法)を含む。及び子ども・子育て支援法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在する事業所又は事務所(健康保険法に基づき納付の期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)、の事業主、当該地域に住所を有する事務所の所在する事業所(船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される旨、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年

厚生年金等改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。)、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する若しくは事務所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在する事業場の事業主若しくは平成三十年九月六日において、労働保険事務組合であった当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの(以下「特定事務組合」という。))に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から平成三十一年一月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。
 平成三十年十二月十二日
 厚生労働大臣 根本 匠

都道府県名	地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町

○厚生労働省告示第百四十二号
 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)第十六條の二第二項及び第四項の規定に基づき、北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(平成三十年厚生労働省告示第百六十三号)により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成三十一年一月三十一日とする。
 平成三十年十二月十二日
 厚生労働大臣 根本 匠